

令和3年度審議会等の会議の公開制度運用状況

令和3年度中に、宇治市審議会等の会議の公開に関する指針の対象となる審議会等は92ありました。

そのうち、会議の公開規定等を定めており会議を公開するものとしている審議会等が56、個人情報等が審議対象となるため性質上公開することができない審議会等が35あります。また、実質休止状態で公開規定等を定めれば公開することができる審議会等が1あります。性質上公開することができない35の審議会等と実質休止状態にある1の審議会等を除いた審議会等の、非公開理由がない会議の公開率は100%となります。

令和3年度に会議を行った審議会等の会議の公開状況等は以下のとおりです。

1. 審議会等の公開状況

設置審議会等数	会議開催審議会等数	内訳	
		公開	非公開
92	55	32	23

公開欄は1回でも会議を開催した審議会等を計上し、非公開欄は全ての会議を非公開とした審議会等を計上しています。

2. 会議の開催状況

開催回数	内訳			書面による開催回数
	公開	非公開	傍聴者数	
439回	81回	358回	117人	21回

非公開とした主な会議は、障害者介護給付費等支給認定審査会 31回、宇治市就学支援委員会 9回、介護認定審査会 258回で、いずれも個人情報を取り扱うため会議を非公開としました。

対面等による会議の開催を中止し、書面による開催としたものが21回ありました。

3. 会議の非公開理由

非公開理由	延べ会議回数
情報公開条例第6条第1号（法令秘情報）に該当	2
情報公開条例第6条第2号（個人に関する情報）に該当	336
情報公開条例第6条第3号（法人等に関する情報）に該当	6
情報公開条例第6条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）に該当	20
情報公開条例第6条第5号（事務事業に関する情報）に該当	0
情報公開条例第6条第6号（人の生命、身体、財産等に関する情報）に該当	0
公開することにより、公正、円滑な審議等が著しく阻害され会議の目的が達成されないと認められる場合	6
その他（会議の公開に関する規定等の準備のため）	5

1回の会議に複数の非公開理由を適用する場合は重複して計上しています。